

○厚生労働省告示第三百四十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項第九号の規定に基づき、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医療、歯科医療若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年九月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久